

[学術論文]

セックス・ワーク概念の理論的射程

——フェミニズム理論における売買春と家事労働

菊 地 夏 野

Studies in Humanities and Cultures

No. 24

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 24号

2015年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JULY 2015

〔学術論文〕

セックス・ワーク概念の理論的射程

——フェミニズム理論における売買春と家事労働

菊 地 夏 野

1 はじめに

本論では、フェミニズム理論における売買春の問題の位置づけを検討する。売買春についてフェミニズムはこれまで様々に論じてきた。そのなかでもセックス・ワークという概念の提起はインパクトが大きい。セックス・ワークの概念は、まずそれが労働であることを強調する。一般に言われるような「性的に墮落した行為」などではなく、他の様々な労働と同じく、経済行為として一定の条件のもとで仕事として行われている現実を強調する。したがって労働者として保障されるべき権利・保護が求められる。日本では具体的には1993年に『セックス・ワーク 性産業に携わる女性たちの声』が邦訳され話題になった。

それ以降現在に至るまで当事者の手記や調査記録などが発表されたり、福祉的な性サービス提供の試みが論じられるなど新しい取り組みが増えている。さらに、性産業における労働争議を支援するユニオン（労働組合）も出てきている。だがセックス・ワークをどのように捉えるべきかということについて十分な合意が形成されているとはいえない。またセックス・ワーカーの権利を認める議論においても、セックス・ワークは犯罪ではなく労働であるという以上のことは十分には論じられていない。つまり、セックス・ワークという新しい概念について十分な理論的検討はまだ行われていないのである。

本論は以上のような背景を踏まえ、「セックス・ワーク」の主張をフェミニズム理論に位置づける作業を行う。というのはセックス・ワークの主張は売買春の問題を社会科学的に認識する可能性を拓くという点で、フェミニズムにとって重要な意味を秘めた提起だからである。

そのために本論は、セックス・ワークの問題を、「家事労働」に関するフェミニズムの議論と関連させて論じる。フェミニズムには「家事労働」や「アンペイド・ワーク」に関する論争の歴史がある。家事労働やアンペイド・ワークの概念は、フェミニズムのなかから生まれ、他の潮流にも大きな影響を与えている。家事労働の発見は、ジェンダーを考える上で大きな意味をもっていた。それまで不可視化されていたジェンダーによる不平等を、その概念を発見することで改め

て浮き彫りにしたのである。家事労働という言葉を生み出すさいの概念生成過程には思考の革新が感じられる。

だがこの家事労働概念はそれひとつだけではどちらの方向にも進み得る弱さももっている。本論は、家事労働概念を、もうひとつのとりわけジェンダーが明確な活動であるセックス・ワーク概念とのつながりのなかで考えることによってフェミニズムの革新力を蘇らせることも目指している。

2 セックス・ワーク論の現状

2.1 日本におけるセックス・ワーク論の展開

まずここで、日本においてセックス・ワーク概念がどのように論じられているか概観したい。

セックス・ワーク概念が導入される前史として、1990年代に社会学において行われた「性の商品化」論争が位置づけられる。この論争は、それまで社会科学の対象として十分に論じられることの少なかった売買春の問題について、その問題の意味づけにまで掘り下げて考える端緒を開いたという点で意義深い。ただし、拙著（2010）で考察したように、この論争は「性の商品化」の是非をめぐる争われたため、売買春を含め、「性の商品化」という言葉で指し示されている諸現象について、じっさいの社会的次元から分析することは不十分だった。

「性の商品化」論争と少し遅れてほぼ同時期に、冒頭で触れた『セックス・ワーク』が翻訳・出版されたが、「性の商品化」論争では「セックス・ワーク」概念は中心的には取り上げられなかった。

「性の商品化」論争以降、セックス・ワーカーの立場による主張や調査が公表され始めた。代表的なものとして『風俗嬢意識調査』（2005）がある。これは、セックス・ワークの非犯罪化運動に関わってきた著者が、当事者の視点を欠いた議論に問題を感じ、126人の“風俗嬢”に意識調査を行ったものである。

また、セックス・ワーカーの権利を支援する立場からのものとして、田崎英明編『売る身体／買う身体』が1997年に出版されている。これは世界各地のセックス・ワーカーの運動を受けて、その主張を社会理論や社会運動がどのように捉えうるか探った論集である。田崎は、プロステティュート（売春者）の権利を労働権として認め、当事者の主体性を尊重することの必要性を論じている。

ここまでの流れをまとめると、「性の商品化」論は「当事者不在の議論」という批判を受けたのに対し、その後の「セックス・ワーク」に関する議論は、主に当事者あるいは支援者の立場か

らなされるものが多かった。

ただし、シャノン・ベル（1994=2001）のような異色ともいうべき立場もあった。ベルはポストモダンの立場から、セックス・ワークの主張を西欧文化史に位置づけようとする。ベルによれば、売春婦は近代主義として確立する西欧哲学思想における「他者の他者」だという。フェミニズムが提起したように、女性は西欧哲学における他者である。しかしながら、キャロル・ペイトマンやキャサリン・マッキノンらの近代主義フェミニストは、男性／女性の二項対立を逆転させただけに止まり、男性に代わる反覇権的主体として「女性」を打ち立てようとする。その結果、女性の中でもさらに他者化されたのが売春婦だという。その認識の上でベルはポストモダンの脱構築の手法を用いてその他者化の跡を哲学テキストに沿って辿り直していく。

2.2 セックス・ワーク論をめぐる対立

以上の展開を受けて、本論が考えたいのは、セックス・ワーク論をめぐる対立をどのように超えるかということである。

セックス・ワークの権利の主張は、フェミニズムのなかのある種の傾向に反対してなされることが多い。それは、キャサリン・バリーやキャサリン・マッキノンらに代表されるような、売春婦を性支配の極限的形態としてとらえ、セックス・ワークの主張を否定するフェミニズムである。そのようなフェミニズムに反対して、セックス・ワークの権利が主張されることが多く、そこではあたかもセックス・ワーカーとフェミニストが対立しているかのように図式化される傾向がある。

本論は、そのようなフェミニズムの立場には立たず、原則としてセックス・ワーカーの権利を守ることの必要性を認めている。だがそのことがただちに、上記のフェミニズムの主張を全否定することにもつながらないし、またセックス・ワーカーの権利を支持するすべての言説を肯定することにもつながらないと考えている。

さらに、全てのフェミニストをセックス・ワークに反対するものとする単純化が、フェミニズムへのバッシングと結びついて強化されるならば、セックス・ワークとジェンダーの関係すら落とされかねない。セックス・ワークの問題は、多元的な視点を必要とする複雑さをもっているため、ジェンダーのみでは論じ尽くせはしない。しかしジェンダーの視点を用いないセックス・ワーク論は、セックス・ワークの重要な側面を隠してしまうだろう。

逆に、多くのフェミニストがセックス・ワークの主張を否定しがちな傾向も分析すべき対象のひとつとして考えるべきだろう。多くのフェミニストはなぜセックス・ワークを認めることにあれほど強固に抵抗を示すのだろうか。

本論は、以上の問題意識から、なぜフェミニズムはセックス・ワークの主張を認められないのか、またフェミニズムの議論はセックス・ワークの主張とどこで接合できるのか内在的に検討し

たい。手がかりとして用いるのは、「セックス・ワーク（性労働）」概念を構成するふたつの要素、「性（セクシュアリティ）」と「労働」である。また、セックス・ワーク概念をフェミニズムの文脈で理論的に考察することで、フェミニズムの可能性を開きたい。

そのために次節では、フェミニズムの重要な蓄積である主婦論争とマルクス主義フェミニズムを素材とする。両者とも多様な論者が活発に議論を交換した論争の積み重ねであるが、売買春の問題が中心的に取り上げられることは少なかった。本論はこのふたつの素材に対して、セックス・ワーク概念を照射することで、新たな視点を生み出したいと思う。

3 <性>神話

3.1 家事労働の「発見」——主婦論争とマルクス主義フェミニズムから

主婦論争とは、1955年から72年まで3次にわたって行われた論争である。論者も論点也多岐にわたるため、それぞれの時期における代表的な論を紹介したうえで、主婦論争の意義を検討したい。

第1次主婦論争（1955～59）は主婦論と家族論とでもいうべく、主婦をどのようにとらえるかをめぐって議論された。「女性の自立」や「主婦の社会的承認の是非」が論点だった。きっかけは石垣綾子の「主婦という第二職業論」である。

石垣は、「それにしても、全体の数から見れば、職場はいい加減で切りあげて早く適当な結婚をし、妻という安定した地位を得ようとする女性の方がはるかに多い」（上野編 1982a: 3）「男は生涯を通して職場にしばりつけられているが、女は主婦になるという第二の職業が、いつでも頭の中にあるから、第一の職業である職場から逃げごしになっている」（上野編 1982a: 4）などというように主婦のありように対して批判を述べる。

石垣の見解の根底にあるのは、「働くことは、男にとっても女にとっても人間としての権利であり義務である」という確信である。

第2次（1960～61）で家事労働有償論が生まれた。磯野富士子「婦人解放論の混迷」によると、主婦はもっぱら消費係りとされ夫と対等でないとされるのでは、主婦は劣等感にさいなまれる。さらに「それに、主婦の仕事の有用性は以前から認められているものの、それを強調することは、とかく妻や母のつとめという天職論とも結びつきやすいので、できることなら主婦労働は有用であって、しかも価値を生むほうがありがたい」（上野編 1982b: 7-8）と述べた。このように主婦の労働の価値について言及した点が、家事労働論の嚆矢とされる。

磯野によれば、主婦の家事労働が価値を生まないのは、家事労働という労働の性格によるので

はなく、主婦がおかれている社会的立場のためである。だがじっさいには、主婦労働は夫という労働力商品を生産している。主婦労働無価値説は妻に独立の人格を認めない立場に立っており、資本家にとって有利であると主張を展開した。

第3次（1972）では武田京子「主婦こそ解放された人間像」が中心である。それによると生産よりも生活を重視し、「主婦こそ、家計の責任も負うことなく、後顧のうれいなく冒険とか創造とか、未来や真理の探究にいそしめる立場におかれている。……主婦こそ、最も羨まれるべき存在なのである」（上野編 1982b: 145）「生きがいは仕事以外の人間生活のほうに、むしろあるわけである」（上野編 1982b: 148）などとある。

主婦論争の意義は、後のマルクス主義フェミニズムも含めて女性と労働をめぐって提示される立場のほとんどを典型的に表現している点である。それは以下の3つの立場にまとめられる。

第一に石垣の、男女ともに職業的経済的自立が最も重要であるから主婦もできれば仕事に出るべきだという論である。第二に磯野の、主婦の仕事は女性にとって価値があるから経済的自立が優先されなくとも良い、そのために家事が経済学的に、つまりここではマルクス主義的に価値付けされるべきだという論である。第三に武田の、生産労働は重要ではなく主婦は社会運動に貢献することに意義があるという論である。

またそれぞれの時期を牽引した石垣・磯野・武田は、「経済的自立」の評価に違いがあるが、主婦という立場については基本的には肯定している。女性の多くが主婦として生きることは自明とした上で、賃労働につくことの是非や家事の価値について論じているのである。

主婦論争の後、1970年代中期に欧米・日本で同様の問題がマルクス主義フェミニズムにおいて論じられた。日本では、主婦論争はマルクス主義フェミニズムの提起を先取りしていたものとして位置づけられている。

マルクス主義フェミニズムは、家事労働（domestic labor）の理論的重要性をマルクス主義のなかにどのように位置づけうるかということを中心に問うた。論者のなかでは、マルクス主義に対する距離のとり方において違いがあり、「資本制」や「階級」という基本的概念に対して家事労働をどう位置づけるかについても違いがあった。多くの論者は家事労働が支払われないこと、また社会的経済的に評価されないことを基盤づけている体制として「家父長制」を想定したが、家父長制と資本制の関係性についても様々な理解が提出された。

総じてマルクス主義フェミニズムは、女性の経験が学問的に価値あるものとして評価されないことを問題とし、女性の社会的位置を明らかにして性差別を問う理論を創造することを目指した。

主婦論争とマルクス主義フェミニズムの共通点は、女性の経験を「家事労働」に代表させている点である。

3.2 主婦は家事労働によっては定義できない

主婦論争は家事を中心に論じた。マルクス主義フェミニズムにおいても、基本的論調としては女性の問題は主婦に集約されており、主婦の行う家事労働の搾取が重点的に問題化された。しかしながら主婦と家事労働の関係にはあいまいなところがある。

主婦を定義するのは難しい。家事労働者というだけでは「家政婦」と区別できない。「家政婦」は賃金をもらい雇用関係にあるが主婦はそうではない。そこに「支払われない」という条件を入れても、「支払われない家事労働者」というだけでは他の家族成員が家事を担う場合や単身で暮らしている場合も含まれるが、それは主婦とは一般的には言われない。

また主婦は賃労働に従事しているかどうかを問わない。パートやフルタイムの賃労働に従事している場合は「兼業主婦」といい、そうでない場合は「専業主婦」というように、どちらにしても「主婦」である。つまり賃労働に関する次元とは別のところで存在するカテゴリーなのである。

マルクス主義フェミニズムの問題提起は、1990年代にはアンペイド・ワーク論に継承された。しかしそこでも主婦の行う労働と第3世界の児童労働の問題などとの異同が問われ（川崎・中村編 2000）、回答は出ていない。

つまり実は主婦は労働の内容からは定義できないのである。賃労働の次元でも定義できないし、家事労働の内容も明確ではない。にもかかわらず主婦論争および多くのマルクス主義フェミニズムは家事労働によって主婦を価値づけようとした。そしてそのさいに無視されていたのが性労働である。

家事労働のみによっては主婦は定義できないのだが、性労働を含めれば定義がより明確になる。主婦はひとりの男性と結婚して家庭を形成している女性であり、役割としては無償で自発的に夫に性労働を行う女性の立場と定義すればかなり正確に表現できる。この性関係（セクシュアリティ）の次元こそが主婦を明確に定義するものなのである。

3.3 主婦論争は家事労働から性労働を排除した

しかし主婦の労働に性労働が入っていることを明示すれば家事労働の支払いを求める議論は崩れてしまう。というのは、この論争は主婦の存在を基本的に肯定する論調で進められている。第一次論争において、福田恆存は女性の経済的独立の主張をつきつめれば「主婦は女中兼売春婦」ということになってしまうとして、石垣に反論した。石垣はそれに再反論して「細君売春婦説」を否定するくだりがある。

細君売春婦説と、思いちがいをしたのでしょうか。今の世の中に主婦は女中兼売春婦である、と思いながら、昼は労働を、夜は肉体を提供する妻が、実在するのでしょうか。もし、結婚は売淫にすぎないと信じる女性があるとすれば、気の毒にもひからびた老嬢か、または、

性交のよろこびを未だに知らない女学生の、ほんの一少部分であるにちがいません。ノーマルな女性は、こんなおどかし文句は、一笑にふすでありましょう。……世の主婦たちが自称する細君業も、私の「主婦という第二の職業」も性交の意味ではありません。（上野編 1982a: 62-3）

上記のように、石垣の主婦論は主婦の仕事から性労働を排除する、少なくとも無視することで成立している。石垣にとって「性交」は公的に議論する範疇ではなく、私的な、非社会的な行為だった。同時に石垣のセクシュアリティ認識は、強固に規定されたジェンダー規範のなかに埋め込まれていた。

だがジェンダー規範から脱して考えれば、主婦が男性と結婚し、一定程度経済的に扶養されている女性を指す限り、そのセックスが経済的扶養の見返りでないと断定することはできない。セックス・ワーク概念は、特別の熟練や技術を必要とする職業として、プロフェッショナリズムとして主張されることが多いが、実は主婦の活動をも含意しているのではないだろうか。

これまで、一方では家事労働に対する支払いあるいは経済学的価値付けへの要求がなされ、他方では既に支払われている性労働への社会的承認の要求がなされている。石垣が「細君売春婦説」を否定したときに擁護したのは、その眼目である「女性の経済的独立」ではなく、結婚制度である。そしてセックス・ワーカーの運動が主張しているのは、結婚制度外におかれた性労働が社会的に差別され暴力を受けやすくなっている状況の改善である。

単純化すれば結婚と売買春を区別するのは相手の男性が不特定多数か1人かという点のみである。直接あるいは間接の経済的報酬と引き換えに性行為を行うということは共通している。

セックス・ワークの主張は家事労働の賃金化では主婦の問題は解決しないことを示している。というのは、セックス・ワーカーのおかれた状況から見れば、単に支払われただけでは、差別は解決できないからである。主婦の問題も、セックス・ワーカーの問題も、いわゆる経済（学）を超えたところにあるのである。

3.4 <性>神話による結婚の政治の隠蔽

主婦論争とセックス・ワークの主張をともに考えることで浮かび上がるのは結婚制度の存在である。結婚制度内の性労働が支払われないことも、結婚制度外の性労働が社会的承認を得られないことも、結婚制度が生むポリティクスである。社会は、結婚制度の内にあるか外にあるかで女性に対する処遇を変える。

G・ルービン（Gayle Rubin）は家事労働が労働の再生産過程における重要な要素であり、そこから剰余価値が搾出されることを認める。だが資本主義にとっての家事労働の有用性は女性に対する抑圧の起源を説明しないと指摘している。

その上でルービンは、「性／ジェンダー体制の経験的な諸形態」としての親族システムの分析を行う。レヴィ＝ストロースに依拠しながら、親族の構造的諸原則を婚姻という「女たちの交換」として分析する。婚姻はふたつの集団を結合するため、近親婚の禁忌によって集団内部の結合は禁止される。女たちは男たちの結合のための贈り物であり導管である。この構造は単に「未開社会」だけのものではない。

「未開」世界どころか、これらの諸実践はより「文明化」された諸社会においてより明白となり、商業化されるようにさえ見える。(Rubin 1975=2000: 130)

近代において「女たちの交換」は<結婚一家族システム>において生きている。<結婚一家族システム>は「性による労働の分割」(Rubin 1975=2000: 132)を前提としており、相互的に排他的かつ依存的に、性を分割する。女性のセクシュアリティの制限に帰結する性／ジェンダー体制は、売買春よりはむしろ<結婚一家族システム>において顕著である。このことを見えなくしているのが<性>神話でありセックス・ワーカーへの差別である。

売買春という「自然」化された領域での女性たちの活動は労働とは見なされない。なぜなら男性の「性欲」を解消するのは本来、その男性に所有された女性にとって当然の行為と見なされているからである。妻でも恋人でもない女性がその行為を遂行したときのみ、明確に金が与えられる。しかしそれは労働に対して払われる賃金ではない。本来、妻に対して与えられるべき経済的・社会的安定を例外的に金銭化したものである。逆に売春を労働と認定すれば、妻・主婦の仕事も労働、経済行為であることが証明されてしまう。現行の社会経済システムが主婦労働の抑圧の下に成立していることを隠すために、セックスワークは労働として認められないのである。

家事労働を構成する調理や洗濯・掃除などの活動が有償のサービスとして法的・社会的に承認されていても、性労働のみ承認されていないのは、ロマンチック・ラブ・イデオロギーや結婚神話のように性が認識に対する、より強い支配性をもっているためである。

性的な事柄は特殊で一般の社会制度からは遊離したものと認識されることが多いが、じっさいには性は経済領域を含む制度のなかにジェンダーとともに構造化されており、だからこそ支配性が強固なものである。

主婦論争は結婚制度内のセックスを神聖化する認識にとらわれていたため、家事労働の主張は途中で力を失ってしまった。性労働の主張は家事労働不払い問題を再燃させると同時に、結婚制度による女性の分断を明るみに出す可能性をもっている。しかしながら結婚制度の抑圧性からの解放の主張と結びつかない限り、女性の分断は固定したままであり、心理的反発は強化するだろう。

結婚制度の社会的意味の重層性は、女性にとっての経済的保障でもある側面だ。一般の女性労

働が安く見積もられている限り、他の生活手段を探す必要がある。女性にとっての結婚制度の主体的意味のひとつは経済的保障である。女性にとって結婚は社会的承認と経済的保護を得ることであり、一定の必要性をもっている。

同様に、性労働も、経済的保障という意味で女性にとって一定の必要性をもっている。その意味でこそ性労働の権利が要求されるのではないだろうか。もちろんそれは女性以外の権利を排除するものではない。

以上、本節では主婦論争が〈性〉神話に拘束されていたため、セックス・ワークの問題を見落としてしまったことを論じてきた。次節では、〈労働〉神話について考えていく。

4 <労働>神話

4.1 労働のふたつの見方

家事労働の主張とセックス・ワークの主張が共通しているのは、位相は異なるがどちらも「社会的な」活動であることの承認を要求していることである。

磯野は自分の主張が「妻や母のつとめという天職論」と違うことを示すために、「主婦労働は有用であって、しかも価値を生むほうがありがたい」（上野編 1982b: 28）と述べた。そこには女性の活動を「主婦のつとめ」として無価値化するジェンダー規範への批判がこめられていたのである。だがそこで安易に経済（学）的価値付けを戦略として選んだために、問題の本質からずれていった。

ここで見られるのは、労働という概念に関わる混乱である。セックス・ワークの主張に対する抵抗の理由としても、労働という言葉が持つ一般的イメージがある。セックスと労働は同じ次元で考えることのできないものとして位置づけられている。

ここではその労働概念について検討するためにマルクス主義フェミニズムにおける労働概念を取り上げる。マルクス主義フェミニズムによる「家事労働」の理論化は、「労働」概念を更新する意義をもった。

だが、セックス・ワーク概念から照らすと、マルクス主義フェミニズムにおいても労働概念をめぐって全く異なる理解がある。まずクリスティーン・デルフィーの労働観を見てみたい。デルフィーは最も評価の高いマルクス主義フェミニストのひとりである。デルフィーの功績は以下の3点を発見したことにある。

- 1 家事労働の市場からの排除は、家事労働が不払いであることの原因であって、結果で

はない。

- 2 この排除は単に家事労働、つまり特定のタイプの労働の排除ではなく、むしろ特定のタイプの社会的行為者の排除である。より正確に言えば、ある特定の社会的関係のなかでなされる労働の排除である。
- 3 家事労働を理解しようとして、それを特定の一連の仕事と見なすのは、そうした仕事をその「本質的な有用性」の観点から記述するにしても説明するにしても、誤りである。
(Delphy 1984=1996: 3)

以上の三点は、これまでの家事労働論争の成果を適切にまとめたものであり、ひとつの指針となりうる。

だが、デルフィーの労働の定義はせまい。デルフィーは、「他の人のために提供されるサービスだけを不払い労働と呼ぶべきだ」(Delphy 1984=1996: 101-2)とする。そして家事労働の代わりに「家内労働」という概念を提唱する。このデルフィーの、他の人のためになされるからこそ不払い労働として家事労働を定義しようとする視角では、近代社会に対する批判性を減じてしまうのではないだろうか。上記のように、家事労働の市場からの排除は労働の内容によるものではなく、特定の社会的行為者、具体的には主婦の排除であることを指摘したことと矛盾している。そもそも主婦の労働はどこからどこまでが自分のための行為で、どこからが他人のための行為なのかが明確に判別し難い。

またデルフィーの議論は物質を具体的に生産する行為のみを労働と規定する傾向がある。その生産労働を行う様式、生産様式や生産条件の有無によって不払い労働を定義しようとする。だが何かを不払い労働として見なす根拠に生産条件の規定の有無をもってくることは、あらかじめ労働を物質的に価値づける前提(労働イデオロギー)を用意し、イデオロギー装置に対する批判が出来なくなるのではないか。

そしてデルフィーの議論に欠けているのが、国家への分析である。労働を分類するさいに「国民経済計算」に算入されているかどうかをひとつの基準として導入している。この国民経済計算というものはフランス政府独自の項目であり、これが必ずしも家事労働の議論において普遍的に採用できる根拠はないにもかかわらず、その点に関する説明はない。このことに象徴されるように、デルフィーの議論は国家や国家間の権力関係(植民地主義)に対する分析が薄く、フランスの国内的事情を説明の不要な前提としてしまっている。

一方マルクス主義フェミニズムのもうひとつの労働観を考察したい。ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ(Giovanna Franca Dalla Costa)の「愛の労働」概念である。

ダラコスタは旧来の「労働者」の定義とは根本的に異なる全く新しいものとして「家庭労働者」というカテゴリーを提起する。女の立場を無償の家事労働の第一の供給者として把握する。

そのさいの家事労働の内容は女性のライフステージによって変わってくるものの、無制限に広がりがちで、労働時間と自由時間の区別がない。家事労働を売買する市場と契約が結婚である。

国家は女の家庭内非賃金労働者という地位を結婚の契約のなかに明文化した。このような秩序を維持するのがロマンティック・ラブ・イデオロギーと女に対する暴力である。ロマンティック・ラブ・イデオロギーは愛の労働としての家事労働を受け入れるかどうかによって「良い」女と「悪い」女を分離する。そしていちばん悪い女が「売春婦」である。

ただ女が容赦なくバリケードを乗り越えてしまう地点はどこに位置するのかということだけは明らかにしておきたい。これは女が金のかかる存在になることを望む時、ということとは家事労働の中心的職務、すなわち性交の時間や全体的条件を、金のレベルで契約しようとする時に生じる。このことを望む女は自動的に、なみはずれて悪い女、ということになる。それは売春婦である。（G. F. Dalla Costa 1978=1991: 100）

ダラコスタにおいては、性交が家事労働の中心的職務として明記されているのである。またそこを連係点にしてダラコスタは売春婦に対する国家の暴力にも気づいている。

国家にとって、愛の労働に対して直接の支払いを要求し、労働時間と方法を統制しようとする売春婦は脅威であるため、あらゆる女がその道を歩むことをひるませ、その代償を知らせようとする。資本主義下の家庭が売春を必要としている事実はあるものの、そのゲッターが脅威とならないように、「国家が目指すのは、基本的に売春の刑事犯罪化であり、それによって国家は売春婦に対する自らの暴力の爆発への扉を開くのである」（G. F. Dalla Costa 1978=1991: 102）。

以上のようにダラコスタの愛の労働概念は、「経済学的」に厳密に定義されたものではない。しかしながら女性と国家権力との関係性を本質的に捉えることに成功している。

4.2 <労働>神話

ダラコスタの「愛の労働」概念の可能性は、以下の小倉利丸の議論を参照すればより明確になる。

小倉（1990）は「労働を社会的存在としての人間の基本的な行為と捉える伝統的なマルクス主義の理解」の一面性を批判して、「マルクスは労働を基礎とする社会が特殊に資本主義的な社会であることをも指摘していた」面を取り出そうとする。「これによってマルクスの社会批判の理論的なパースペクティブを労働神話の軛から解放し」（小倉 1990: 7）たいとする。さらにそれによって当時の一般的傾向であった余暇・自由時間志向が実は「〈労働力〉再生産労働志向でもあること、つまりこれらの時間も隠された労働」（小倉 1990: 8）であることを明らかにしようとする。

伝統的なマルクス主義では、労働を人間の基本的な活動として肯定的な価値を与え、また往々にしてそれは「賃労働」を意味していたため、そこから家事などの不払い労働は排除されていた。その排除を批判したのが主婦論争やマルクス主義フェミニズムだった。小倉はさらに、「労働」概念の内容を拓げていくのではなく、そもそもの「労働」概念のもつ限界、すなわち伝統的なマルクス主義的労働観では資本主義構造を根底から批判することができないということを指摘する。

この小倉のマルクス解釈は、ジェンダーやセクシュアリティをめぐる権力を考えるときにとくに有効であるように思われる。

イリガライが、「マルクスが資本主義的富の基本形態としての商品について行っている分析は、家父長制と呼ばれる社会における女の地位の解釈として理解できる」(Irigaray 1977=1987: 226)と指摘したように、女は商品に似ている。一様にひとつの身体性を目指して自己を加工・訓練しその営みは終わることがない。この営みを、結婚という市場を中心に自己をより高く売るための「労働」に類似したものとして認識してもあながち大きく外れてはいないだろう。

つまり、従来のマルクス解釈に見られる労働中心主義では、資本主義と結びついた身体を構成する権力性を見落としてしまう。小倉の言葉を借りれば、近代社会のような「労働を基礎とする社会が特殊に資本主義的な社会」(小倉 1990: 7)である。近代社会においては「労働」に従事しているかどうかで個人の価値を測れるかのような合意が広がっており、「労働」と人格が深く結びつけられている。

労働を、「他の人のためになされる」ものに限定すればそこには何らかの労働への価値付けが忍び込み、その価値を経済学的に前提とする理論になってしまう。ダラコスタのように、全ての行為やありようを「労働」として批判的に考える視点が必要なのではないだろうか。そのことによって身体を構成している権力関係をトータルに把握することができる。

家事労働論争に戻れば、労働に対する価値付けと性のロマン化が結びついてセックス・ワークを不可視化している。逆に言えば、セックス・ワークの主張はわたしたちのこの二つの神話に挑戦しているのである。

5 セックス・ワークと国家

<性>と<労働>の神話の代わりに、セックス・ワークの主張が明らかにしているのが国家の問題である。

多くのセックス・ワーカーの運動に共通する主要な課題が国家による処罰化からの解放である。多くの国で、セックス・ワーカーは警察による不当な取締りや処罰に苦しめられており、また外

国籍の場合はさらに外国人管理による取締り・処罰が加わる。これらの明らかな暴力からセックス・ワーカーの生きる権利を守るのが緊急の課題である。

つまり理論的に言い換えれば、売買春を労働として定義する実践的な意義は、国家による犯罪化に抵抗するための論理を構築できることである。もちろんセックス・ワーカーに対する差別や暴力は、法的・国家的権力からのものというよりも、直接的には客や経営者、周囲からのものも問題である。だがそういった社会的な差別や暴力が黙認され許容されているのは、売買春が犯罪として定義されている背景が大きい。

このようにセックス・ワーカーは国家による直接的な暴力にさらされている。一方、主婦にとって国家の意味は見えにくいながら実は根本的なものである。

主婦の存在を規定するのが婚姻届という国家への登録である。結婚制度とは具体的な個々の関係性を国家に登録することであり、国家への精神的依存・忠誠を象徴的かつ制度的に確定しかねない行為である。だが前述したように女性にとって結婚は一種の生活保障でもある。

恐らくこの違い、国家に対する主婦とセックス・ワーカーの関係性の違いをどのように理解するかということが問題の核心なのではないだろうか。

ここではアルチュセールのイデオロギー論を参照したい。アルチュセールは国家権力と国家装置を区別することを確認した上で、さらに国家装置と国家のイデオロギー装置を峻別する。国家装置は、政府・行政機関・軍隊・警察・裁判所・監獄などを含むものであり、「その限界においては《暴力によって機能する》」(Althusser 1970=1993: 35)。国家のイデオロギー装置は宗教・学校・家族・法・政治・組合・情報・文化などの諸制度であり、その大部分は再生産の領域に属している。

アルチュセールは国家装置と国家のイデオロギー装置との関係について次のように述べている。

国家装置は大部分、それ自体の再生産に尽くすだけでなく、何よりも国家のイデオロギー諸装置が作動する政治的諸条件を、抑圧によって保証している。じっさい、国家の抑圧装置という《盾》のもとに生産諸関係の再生産を大部分保証するのは、国家のイデオロギー諸装置である。支配イデオロギー、すなわち国家権力を掌握している支配階級のイデオロギーの役割が圧倒的に作用しているのは、ここにおいてである。(Althusser 1970=1993: 45-6)

本論の趣旨に照らして解釈すれば、主婦は、国家のイデオロギー装置である家庭の内部に位置している。アルチュセールによれば支配階級のイデオロギーは国家のイデオロギー装置において圧倒的に作用する。だとすれば、家庭という場では支配のイデオロギーが作用しており、主婦はそれを担う中心的なアクターとして位置づけられていることとなる。

すなわち、セックス・ワーカーは国家装置による物理的暴力の対象に位置しているのに対して、

主婦は家族という場において安定を得ながら同時に支配のイデオロギーを担わなくてはならない身体として抑圧されているということである。

このことは、現在の日本社会で少子化言説の強化とフェミニズム・バッシングが連動しているなかで、女性の産むという行為がいかにか国家レベルで大きな意味をもたされているかということ認識するためにも重要な視点である。女性の分断への批判はここに焦点を定めることができる。

6 生存権としてのセックス・ワークの主張へ

6.1 生の権利としてのセックス・ワーク

本論では労働神話によるのではなく生の権利としてセックス・ワークを考えたい。

プリシラ・アレキサンダーは先述の『セックス・ワーク』において次のように述べている。

あなたや私が売春をどう考えようと、女性には、売春婦として働くか働かないか、またどんな条件で働くかを決断する権利がある。看護婦やタイピスト、ライター、医者などと同じように、売春婦にもフリーで働く権利がある。管理や経営問題の面倒をみってくれる第三者に雇われて、働く権利もある。仕事以外に人間関係をもつ権利もある。双方が同意した取り決めであれば、一方的に相手を養うような関係であってもかまわない。彼女たちには子どもを育てる権利がある。彼女たちには、十全な人間存在としての権利がある。フェミニストとして、私たちはその点を明確にしなければならない。女性を娼婦と聖母に分離するのをやめさせなければならない。(Delacoste & Alexander 1987=1993: 248)

原則的に貨幣をもたなければ生きていけない現在の社会にあつて、多様な事情からセックス・ワークに就いている者たちを差別し抑圧する権利は誰ももっていない。その多くが貧困を背景にしているとすればなおさらである。

主婦が生産労働に就かなくともそのままのあり方で社会的承認を求めたことと同じように、性労働者が社会的承認を求めることは当然の権利である。フェミニズムは、主婦の家事労働の主張に対して肯定的評価を与えたのだから、それと同様に性差別社会から自由ではないわたしたちのなかの共に在る者として性労働者の生の権利を支援すべきではないだろうか。

性労働者たちが、国家という現世界での最大の制度的権力のひとつによる暴力にさらされるとすればなおさらである。国家による女性に対するセックス・ワークの禁止は性的自由の明らかな侵害であり、女性の分断である。

6.2 セックス・ワーク論のあやうさ

ただ、ここで急いで付け加えておきたいのは、セックス・ワークの権利を「性的自由」や「自己決定」として認めることに伴うあやうさである。

シャノン・ベルはこの点を次のように論じている。ベルは売春婦の権利言説がはらむ矛盾に言及している。権利言説はリベラリズムの論理を応用して、セックス・ワーカーの差別からの解放を訴える。ベルはそれを評価しながら、同時に次のように指摘する。

しかし、一方では、売春婦の権利言説は売春婦を個人事業主あるいは適法な労働者にとらえるために資本主義の前提を認め、ひたすら体制を再生産していると説くこともできる。

(Bell 1994=2001: 181-2)

つまり、上記のベルの指摘に共通して、本論が危惧するのは、セックス・ワーカーの権利が「性的自己決定権」のひとつとしてのみ捉えられ、周辺にある他の論点が切り落とされれば、セックス・ワークの問題はあまりに限定的なものになってしまい、なかでも構造的な問題を見落としてしまうのではないかということである。ここでの構造的な問題とは、「資本主義体制」である。

フェミニズムでも様々なテーマについて主張される「自分の身体は自分のもの」という考えが、現在の社会構造に無批判に適用されると、前節で指摘したジェンダーやセクシュアリティを中心とする身体への権力作用が見えなくなるおそれがある。現代資本主義社会においては身体が商品に類似されたものとして認識され、身体を所有する「自己」が立ち上げられ、自己の「自己決定権」が行使されていればその身体をどのように用いるのも自由であるという論理が生まれる。そのようにしか主張できない場面もあるだろうが、セックス・ワークの問題を理論的に検討していくさいに社会構造の次元を批判的に読み解くことは必要である。

そういう意味で、セックス・ワークの権利を主張すると同時に、そこに絡まりながら存在している資本制の問題をも分析していくという困難な姿勢が求められるのである。

6.3 生存と労働と経済と

今回論じた<労働・性>神話からの解放とは、生存から労働を切り離すことを意味している。労働とは、性労働者にとってであれそれ以外のものにとってであれ、資本主義社会で生きるために必要な行為であってそれ以上でもそれ以下でもない。労働という概念に固定した内容を与えそれ以外の行為を排除することは、労働中心主義とその補完物である労働否定論（フェミニズムにおける生産労働総撤退論など）に帰結する。

もちろん<労働・性>神話は、単にわれわれの認識・意識においてあるのではなく、社会制度を構造化しているし、学問的パラダイムにも深く刻印されている。

例えばJ・バトラーとN・フレイザーとの論争において争われているものもこの点において理解することができる。文化と経済を二極に対置してその間をつなごうとするフレイザーの議論に対して、バトラーは反論する。バトラーによれば、レズビアンやゲイ達の闘いを物質的抑圧の問題というよりも文化的承認の問題として位置づけるフレイザーの論理は、伝統的にある思いこみに過ぎない。むしろセクシュアリティが社会的に規制されている現状を批判し変容させようとする運動は、政治経済の作用の核心に迫るものだとは言えないだろうかと提起する。

セクシュアリティの社会的領域を変化させるための闘いが政治経済の核心に迫るものであるとすれば、それはセクシュアリティが無賃労働や労働の搾取の問題と直接結びつきうるという理由によってではなく、むしろそれが、「経済的」領域そのものを、物質の再生産のみを含むものから、人間の社会的再生産をも含むものへと拡大させるという理由によってである (Butler 1998=1999: 235)

上記のバトラーの論点である、「経済的」領域が人間の社会的再生産を含むということをセックス・ワークは最もよく表している。

性差別とは生きるために様々な資格・規範を女性に排他的にあてがう社会的装置である。フェミニズムの意義は、「生に対して文化的に理解可能となる規範を設定していることの抑圧性を明らかにし、文化的に理解可能となる次元の構築をずらし、置換する実践」(Butler 1990=1999: 259)を行うことである。

その意味で考えれば、フェミニズムによる家事労働概念の創出が行ったことは、従来それが排除されていた「経済(学)」という「規範」の抑圧性を明らかにし、「経済(学)」として理解可能となる次元を置換しようとしたといえる。そうであれば、性労働の概念によって、より根底的な「経済(学)」概念の置換は不可能ではないはずである。

7 結び

フェミニズム理論において売買春の問題が問われなかったのは、主婦と売春女性のあいだの分断を構造化している国家の意味を曖昧にしていたためである。したがって、その分断を解くためには、国家が売買春あるいは女性にとってどのような意味をもっているかを明らかにすることが必要である。

本論は、セックス・ワーク概念の理論的可能性を論じてきた。論じ得たのは、概念が指し示す

地平の輪郭のごく一部であり、論じられるべきことはまだ限りなく広い。

セックス・ワーク論の前史ともいうべき性の商品化論争では、売買春の是非が焦点となった。しかしセックス・ワークという概念が生まれ出た現在では、是非論は有効性を失ったといわざるを得ない。是非を超えた、セックス・ワークの社会的意味が問われているのである。

最後に確認したいことは、セックス・ワーク概念がフェミニズム理論を始めとする社会科学に対して求める変革の深さと広さである。セックス・ワーク概念がフェミニズムのみならず社会科学全般のよりよい変革のための起爆剤となること、そして本論がその一つに連なることを願って、稿を閉じたい

- Althusser, Louis, 1970, *Ideologie et appareils ideologiques d'Etat*, La Pensee. (=1993, 柳内隆・山本哲士訳『アルチュセールの<イデオロギー>論』三交社.)
- Bell, Shannon, 1994, *READING, WRITING, AND REWRITING THE PROSTITUTE BODY*, Indiana University Press. (=2001, 山本民雄・宮下嶺夫・越智道雄訳『売春という思想』青弓社.)
- Butler, Judith, 1990 *Gender Trouble: Feminism and the subversion of identity*, Routledge. (=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社.)
- , 1998, “Merely Cultural”, *New Left Review*, 227. (=1999, 大脇美智子訳「単に文化的な」『批評空間』第Ⅱ期第23号.)
- Dalla Costa, Giovanna Franca, 1978, *Un lavoro d'amore*, Edizioni delle donne. (=1991, 『愛の労働』インパクト出版会.)
- Delacoste, Frederique & Alexander Priscilla, eds, 1987, *SEX WORK: Writing by Women in the Sex Industry*, Pittsburgh: Cleis Press. (=1993, バンドラ監訳『セックス・ワーク』現代書館.)
- Delphy, Christine, 1984, *Close to Home*, translated and ed by Diana Leonard, The University of Massachusetts Press. (=1996, 井上たか子・加藤康子・杉藤雅子訳『なにが女性の主要な敵なのか』勁草書房.)
- Irigaray, Luce, 1977, *Ce sexe qui n'en est pas un*, Les editions de Minuit. (=1987, 棚沢直子・小野ゆり子・中嶋公子訳『ひとつではない女の性』勁草書房.)
- 要友紀子・水島希『風俗嬢意識調査』ポット出版
- 川崎賢子・中村陽一編, 2000, 『アンペイド・ワークとは何か』藤原書店.
- 菊地夏野, 『ポストコロニアリズムとジェンダー』青弓社2010
- 小倉利丸, 1990, 『搾取される身体性』青弓社.
- 田崎英明編, 1997, 『売る身体・買う身体 セックス・ワーク論の射程』青弓社.
- Rubin, Gayle. 1975, “The Traffic in Women”, *Toward an anthropology of women*, Rayna Reiter. (=2000, 長原豊訳「女たちによる交通」『現代思想』第28巻第2号, 青土社.)
- 上野千鶴子編, 1982a, 『主婦論争を読む I』勁草書房.
- 編, 1982b, 『主婦論争を読む II』勁草書房.